

第6回国際コンファレンス

「世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点」

セッションII 「マクロ・プルーデンスと規制の範囲について」

英題“Macro-prudential regulation and the perimeter of regulation”

アーランド・ウォルター・ニール

国際通貨基金

金融資本市場局

シニアファイナンシャルセクターエキスパート

概要

本プレゼンテーションでは、規制と監督に関するマクロ・プルーデンスアプローチの概要について説明する。マクロ・プルーデンスアプローチは投資家保護に重点をおいたマイクロ・プルーデンスアプローチとは異なり、制度的リスクの緩和を最優先課題としている。しかし、政策を実行するに当たっては、マクロ・プルーデンスポリシーもマイクロ・プルーデンスポリシーと同様、制度全体ではなく個々の機関を対象とした対策を立てていかなければならない。

制度的リスクは個々の金融機関では対応しきれないリスクであり、時間横断的なマクロ・リスクと分野横断的なマイクロ・リスクに分けられる。マクロな制度的リスクはレバレッジを効かせた結果、リスクが大きくなりすぎることから生じるものであり、マイクロなリスクは個々の機関による小さな失敗が多様なチャンネルを通じて制度全体に影響を及ぼすようになることで発生する。民間の金融機関では、制度的なリスクにつながる外部性に対して十分な保険をかけることができないため、政府が介入する必要がある。

プルーデンスポリシーは制度的リスクを緩和するだけでなく、金融政策、決済システム、預金保険などの救済制度と補完関係にある。例えば、財務バランスの不均衡が生じる可能性を減らすとともに、仮に不均衡が生じた場合でもその影響を軽減することで金融政策を補完する。また、プルーデンスポリシーは頑健な決済システムの利用を金融機関に促し、取引先の信用リスクを減らすことにつながる。さらに、救済制度との関係においては、金融機関の倒産を減少させることで、制度のスムーズな運用を実現する。

最後に、個々の金融機関がもたらす制度的リスクに対して、プルーデンスアプローチを用いることがますます必要とされるようになっている、ということをつけ加えておく。